

## ふるさと・くるめ応援寄附事業 利用約款

### (目的)

第1条 本約款は、ふるさと・くるめ応援寄附事業（以下「本事業」といいます。）における返礼品提供事業者による返礼品の提供に関し、返礼品提供事業者の遵守事項その他本事業の利用条件を定めるものです。

2 返礼品は、本市を応援する寄附者へのお礼の品であることから、返礼品提供事業者の対応は、本市の評判、イメージ等に影響します。また、仮に返礼品について総務省告示違反が判明し、本市が指定取消しを受けた場合には、本市はふるさと納税制度を利用することができなくなり、本市の財政のみならず他の返礼品提供事業者にも多大な経済的損失を与えることになります。返礼品提供事業者は、このことを十分に認識・理解したうえで、本事業を利用しなければなりません。

3 本約款は、本事業の返礼品提供事業者として選定された全ての事業者に適用されます。

### (本事業により取り扱うことができる返礼品)

第2条 本事業の返礼品として取り扱うことができるものは、原則として、本市から返礼品提供事業者として選定された事業者により提供され、本市から選定された返礼品であって、総務省の確認を受けたものに限るものとします。

### (返礼品提供事業者の要件)

第3条 本事業の返礼品提供事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 本社、支社、事業所、工場等の生産拠点又は生産拠点に準ずるもの（仕入先、店舗等）が久留米市内（福岡県が認定する地域資源に該当する返礼品を提供しようとする事業者にあつては福岡県内）に存する法人、団体又は事業を営む個人であること。
- (2) 当該事業を営むために法令上必要な許認可、免許、届出等の資格又は要件を備え、諸法令、業界のガイドライン等を遵守し、適法かつ健全に事業を営んでいること。
- (3) 市税の滞納がないこと（市外事業者にあつては、国税の滞納がないこと。）。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でない者及び暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有しない者であること。

- (5) 原則として「久留米市ふるさと納税管理システム」(以下「管理システム」という。)による出荷依頼を受け、出荷管理及び全国発送を行うことができること。
  - (6) 十分な補償限度額を有するPL保険(生鮮食品の場合、生産物賠償責任保険が附加されたもの)、リコール保険等に参加するなど、返礼品に起因する事故等が発生した場合でも被害者の救済措置を確実に講じる体制がとられていること。
  - (7) 本約款に同意していること。
- 2 前項各号の要件を満たしていても、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、返礼品提供事業者として選定しないものとします。
- (1) 過去の業務実績、社会的信用、経営状況、取引先の状況その他の事情から、返礼品提供事業者として不適当であると認められる者
  - (2) 良識に反する活動を行っている等、本市の評判、信頼又は本事業の公正性を損なう恐れがあると認められる者
  - (3) 本市との間で、紛争、トラブル又は係争中の事案があり、本事業の円滑な履行に支障を来す恐れがあると認められる者

(返礼品の要件)

第4条 本事業で取り扱う返礼品は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 提供期間を通じて、総務省告示(平成31年総務省告示第179号)に適合するものであること。
- (2) 業として生産されるものであって、個人の趣味、特技等により雑所得を得るために一時的に製作又は生産された物品でないこと。
- (3) 品質、数量等の点において、本事業の返礼品として適切な供給が見込めるものであること。
- (4) 食品衛生法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)、健康増進法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法その他の各種法令に抵触するものでないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本市のふるさと納税返礼品として不適当なもので

ないこと。

(書類の提出義務等)

第5条 本事業の返礼品提供事業者となることを希望する事業者は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。必要書類が提出されない場合は、返礼品提供事業者として選定できないものとします。

(1) 本市に提出するもの

- ア ふるさと・くるめ応援寄附事業者エントリーシート（第1号様式）
- イ 同意書（本約款を遵守することに同意する旨の同意書をいう。）
- ウ 市税の滞納がないことの証明（市外事業者にあつては、国税の滞納がないことの証明）
- エ 当該事業を営むために法令上必要な許認可、免許等又は届出書類の写し
- オ その他提出を求められた書類

(2) 本市が業務を委託した事業者（以下「委託事業者」といいます。）に提出するもの（データによる提出）

- ア ふるさと・くるめ応援寄附事業者エントリーシート
- イ 返礼品提案書（ただし、管理システムからのフォーム入力をもって返礼品提案書の提出に代えることができる。）
- ウ 返礼品の画像
- エ 通帳の見開きページのコピー（入金先情報が記載されているもの）
- オ 商品ラベルがある場合は、製造地等が分かる商品ラベルの写し

2 返礼品提供事業者が新たな返礼品を追加しようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければなりません。必要書類が提出されない場合は、返礼品として選定できないものとします。

(1) 本市に提出するもの

- ア 提出を求められた書類

(2) 委託事業者に提出するもの（データによる提出）

- ア 返礼品提案書（ただし、管理システムからのフォーム入力をもって返礼品提案書の提出に代えることができる。）
- イ 返礼品の画像
- ウ 商品ラベルがある場合は、製造地等が分かる商品ラベルの写し

- 3 提出した書類の記載内容に変更が生じたとき、又は法令上必要な許認可、免許等の更新により新たな許認可証、免許証等の交付を受けたときは、速やかに委託事業者に報告するとともに、委託事業者又は本市が提出を求めた書類を提出しなければなりません。必要書類が提出されない場合は、選定を取り消すことがあります。
- 4 返礼品提供事業者及び返礼品の選定結果については、本市から、結果通知書をもってお知らせするものとします。
- 5 同一又は同等と認められる返礼品につき、異なる複数の返礼品提供事業者から提供を希望する提案があったときは、製造元又はサービス提供主体の提案を優先することがあります。いずれも製造元又はサービス提供主体でない場合は、提案価格の低い返礼品を優先することがあります。

(費用負担)

第6条 費用負担は、次のとおりとします。

|   | 項目      | 市 | 返礼品<br>提供事業者 | 備考                                                                                                                                                                                 |
|---|---------|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 返礼品の商品代 | ○ |              | <ul style="list-style-type: none"><li>・総務省告示違反の返礼品であった場合、不良品・不適合物であった場合等は負担できません。</li><li>・商品代は、委託事業者を通じて支払います。本市から委託事業者に商品代を支払ったときをもって、本市は商品代の支払債務の履行を完了したものとみなします。</li></ul>     |
| 2 | 返礼品の送料  | ○ |              | <ul style="list-style-type: none"><li>・返礼品提供事業者が配送手段を自社で確保する場合は、本市が定める配送料に配送件数を乗じた金額を上限とします。</li><li>・総務省告示違反の返礼品であった場合、不良品・不適合物であった場合等は負担できません。</li><li>・送料は、委託事業者を通じて支</li></ul> |

|   |                         |  |   |                                                                                                                                         |
|---|-------------------------|--|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                         |  |   | 払います。本市から委託事業者に送料を支払ったときをもって、本市は送料の支払債務の履行を完了したものとみなします。                                                                                |
| 3 | クレーム、不良品、不適合物等の対応に要した経費 |  | ○ | ・ 1 項及び 2 項の定めにかかわらず、返礼品の回収、代替品の納品（商品代、配送料等）、補償、交換等の履行の追完に要した費用、謝罪、情報提供等の対応費用その他一切の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送事業者の落ち度による場合は、この限りではありません。 |
| 4 | 総務省告示違反への対応に要した経費       |  | ○ | ・ 1 項及び 2 項の定めにかかわらず、返礼品の回収、代替品の納品（商品代、配送料等）、補償、交換等の履行の追完に要した費用、謝罪、情報提供等の対応費用その他一切の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。                                 |

（協力・遵守事項）

第 7 条 返礼品提供事業者は、次に掲げる事項について協力し、又は遵守するものとします。(1)エについては、返礼品提供事業者でなくなった後も遵守しなければなりません。

(1) 共通事項

ア 本事業の適正かつ円滑な運営のため、本市及び委託事業者と緊密に連携協力するとともに、本市又は委託事業者からの問合せ、照会、報告依頼等（電子メールによる問合せ等を含む。）を速やかに確認し、遅滞なく回答、報告その他の対応を行うこと。

イ 本市（本市に設置された「ふるさと・くるめ応援寄附事業選定委員会」を含む。）

又は委託事業者が、返礼品提供事業者又は返礼品の要件該当性を確認するため、返礼品の現品（サンプル含む。）、報告若しくは資料の提出を求め、又は事業所、工場等の生産拠点若しくは生産拠点に準じる場所に立ち入ることその他必要な調査をすることを求めたときは、これに応じること。特に「企画立案」を市内で行っていることを理由に返礼品を提供しようとするとき、又は本社機能が市外にあるなど主な営業活動の拠点が市外にあるとき等は、原則として、ヒアリング調査、現地確認等を行うため、協力すること。選定取消しにより本市の返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とする。この場合において、調査確認のための現品（サンプル含む。）提供に要する費用は、返礼品提供事業者が負担するものとする。

ウ 返礼品提供事業者として選定された後に、第3条第1項各号又は第4条各号のいずれかを満たさなくなったとき、又は満たさなくなるおそれがあるときは、速やかに本市に報告すること。特に総務省告示が改正された際には、改正後の総務省告示に適合しているか速やかに確認し、適合していない場合又は適合しているか定かでない場合は、本市又は委託事業者に報告すること。

エ 寄附者等の個人情報、返礼品の送付以外の営業活動には使用しないこと。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じること。

オ 在庫不足や終売等の理由により在庫切れ・欠品又は納期遅延が生じないよう、適切に在庫管理を行うこと。

カ 配送遅延や配送漏れが発生しないよう、適切に出荷管理を行うとともに、寄附者からの返礼品の発送に関する要望（包装や日時指定等）に丁寧に対応し、可能な限り要望に沿った対応をすること。出荷管理においては、伝票だけで管理するのではなく、必ず管理システムでも出荷依頼を確認し、管理すること。

キ 寄附者から返礼品に関し問い合わせがあったときは、委託事業者に報告のうえ、委託事業者との情報共有及び連携のもとで速やかに正確な情報を伝えとともに、真摯かつ丁寧に対応すること。

ク 寄附者からのクレーム等があった場合は、本市又は委託事業者に報告するとともに、委託事業者と情報を共有しながら、返礼品提供事業者において責任をもって真摯かつ丁寧に対応し、解決に努めること。

ケ 本市又は委託事業者に提出した書類等及び返礼品の製造・品質に関する資料等については、過年度分であっても全て整備・保管しておくこと。

コ 寄附者からの問合せやクレーム等があった場合は、対応経過の詳細を記録に残すこと。特に、返礼品を再送する際は、発送時に梱包状態（箱開け）と発送伝票を並べた写真を撮影し、撮影データを委託事業者にメールで送信すること。

サ 本市が、返礼品にチラシや案内状等の同梱を求めたときは協力すること。

シ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告（例：ふるさと納税返礼品として提供していることを強調した宣伝広告を行うこと、ふるさと納税返礼品であることが主たる宣伝目的であるかのような広告物、販促物その他の販売促進ツールを用いて宣伝広告を行うこと。）を行わないこと。

ス 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供（例：「お得」「コスパ最強」「ドカ盛り」「おまけ付き」「還元」の宣伝文句を用いたもの、キャンペーン等の形態で通常と比較して「必要寄附金額の引下げ」「個数増量」「内容量増量」等の宣伝文句を用いたもの等）を行わないこと。

セ シ又はスに該当するか定かでなくても、違反する可能性がある宣伝広告又は情報提供については、これを控えること。また、本市又は委託事業者が宣伝広告又は情報提供の確認、修正、停止等を求めた場合は、これに応じること。

ソ 寄附者に対し、金銭、ポイント、商品券、返礼品の増量、別途の物品提供、サービス提供その他の経済的利益を供与しないこと。

## (2) 食品に関する事項

ア 生鮮品については、返礼品の発送希望日等を事前に確認・調整を行い、鮮度を保った状態で適切に寄附者に届けること。

イ 返礼品の産地名その他の事項について、食品表示法、景品表示法その他の関係法令を遵守した正しい表示をすること。返礼品を、本事業によらずに一般消費者に販売等をする場合においても、同様とする。

ウ 賞味期限及び消費期限が製造年月日から起算して2分の1以上かつ出荷後5日以上ある状態で出荷すること（本市が特に認めた場合を除く。）。

（返礼品提供事業者の選定の取消し）

第8条 返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、返礼品提供事業者の選定を取り消すものとします。

- (1) 返礼品提供事業者が、第4号様式により返礼品提供事業者としての選定の取消しを申し出たとき。
- (2) 第3条第1項各号の要件のいずれかを満たしていないこと又は同条第2項各号のいずれかに該当することが確認されたとき。
- (3) 総務省告示に違反する返礼品を提供していたことが判明した場合であって、原因、帰責性の度合い、事後対応、調査への協力状況、違反の回数、寄附者への対応その他諸般の事情を考慮して、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。
- (4) 本約款に定める返礼品提供事業者の遵守事項その他の規定違反が判明した場合であって、原因、帰責性の度合い、事後対応、再発防止のための措置の実施状況、調査への協力状況、違反の回数、寄附者への対応その他諸般の事情を考慮して、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。
- (5) 寄附者等からのクレーム等が複数寄せられ、原因、帰責性の度合い、事後対応、再発防止のための措置の実施状況、調査への協力状況、クレーム等の回数、寄附者への対応その他諸般の事情を考慮して、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。
- (6) 本市若しくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 申請、報告、資料の提出等の際、不実の申告をし、又は事実、変更事項等を申告しなかったとき（誤記、記載漏れ等の軽微な誤り又は軽微な報告漏れを除く。）。
- (8) 次のいずれかに該当したとき。
  - ア 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。
  - イ 解散、破産、会社更生、特別清算、民事再生手続開始の申立てがあったとき（ただし、会社更生又は民事再生手続開始の申立てがなされた場合であって、返礼品の継続した提供に支障がないと認められるときを除く。）
  - ウ 合併、会社分割、事業譲渡等があったとき（ただし、新たな返礼品の提供主体が第3条に定める要件を満たし、かつ、継続した提供に支障がないと認められるときを除く。）
  - エ その他経営上の重要な変更があり、返礼品の安定した生産・供給に懸念が認められるとき。



(返礼品の選定の取消し)

第9条 返礼品が次の各号のいずれかに該当する場合は、返礼品の選定を取り消すものとします。

- (1) 返礼品提供事業者が、返礼品の選定の取消しを申し出たとき。
- (2) 第4条各号の要件のいずれかを満たしていないことが確認されたとき。
- (3) 当該返礼品につき、本約款に定める返礼品提供事業者の遵守事項その他の規定違反が判明し、返礼品として取り扱うことが不適當であると認められるとき。
- (4) 寄附者等からのクレーム等が複数寄せられ、返礼品として取り扱うことが不適當であると認められるとき。
- (5) 本市又は寄附者に損害を及ぼしたとき、又は損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (6) 当該返礼品の生産、製造又は販売が中止されたとき。
- (7) 寄附者からの申込みが他の返礼品に比べ著しく少なく、需要が見込めないと認められるとき。
- (8) 申請、報告、資料の提出等の際、不実の申告をし、又は事実、変更事項等を申告しなかったとき。

(返礼品の掲載及び発送の一時中止の措置)

第10条 前2条の規定により返礼品提供事業者又は返礼品の選定の取消しをする前であっても、取消し事由に該当する恐れがあるときは、本市の判断により返礼品のポータルサイト等への掲載及び発送を一時中止することがあります。

(損害賠償)

第11条 返礼品提供事業者の行為に起因して、本市に損害（寄附のキャンセル受付、代替品の発送等に伴う損害も含みますが、これに限りません。）が生じたときは、当該返礼品提供事業者は、その損害を賠償しなければなりません。

2 返礼品提供事業者の行為に起因して、本市が総務大臣から指定取消処分（地方税法に基づく指定取消処分をいいます。）を受けたとき、又は指定を受けられなかったときであって、原因（返礼品提供事業者の故意の有無等）、帰責性の度合い、事後対応、調査への協力状況、寄附者への対応その他諸般の事情に鑑み、返礼品提供事業者の行為・対応に悪質性が認められるときは、当該返礼品提供事業者は、前項に定める損害のみならず、本市がふるさと納税制度を利用できないことによる逸失利益等の損害に

についても賠償しなければなりません。

- 3 前条の規定により返礼品の掲載又は発送を一時中止する措置を採った場合において、これにより、当該一時中止に係る返礼品提供事業者に、受注機会の喪失、一時中止した返礼品に係る損失等の損害が生じても、本市は一切負担しないものとします。
- 4 前条の規定により返礼品の掲載又は発送を一時中止する措置を採ったことにより本市に損害が発生した場合であって（寄附キャンセルに伴う損害等）、返礼品の掲載又は発送の一時中止に至った原因・経過・背景に当該返礼品提供事業者の落ち度（取引業者に対する管理不足等を含みますが、これに限られません。）が認められるときは、調査の結果、当該返礼品提供事業者又は当該返礼品が選定を取り消されなかった場合であっても、当該返礼品提供事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- 5 総務省告示に適合しない返礼品を提供したこと、不良品、異物混入等の不適合物を提供したことその他返礼品提供事業者の行為に起因して寄附者に損害（寄附取消しに伴い生じた費用も含みますが、これに限られません。）が生じたときは、当該返礼品提供事業者の負担により賠償しなければなりません。

（その他説明・承諾事項）

第12条 返礼品提供事業者は、本事業を利用するにあたり、次に定める事項を承諾するものとします。

- (1) 本市が総務大臣からふるさと納税の指定取消し処分を受け、又は指定を受けられなかった場合、当該期間中、本市は、ふるさと納税制度を運用することができません。これにより、返礼品提供事業者に受注機会の喪失等の損害が生じても、本市は、営業損失、逸失利益その他の損害について賠償又は補償を行いません。ふるさと納税制度は、受注機会や販路の拡大という利点もある一方で、自身の落ち度でない理由により制度を利用できなくなるというリスクもあります。返礼品提供事業者は、ふるさと納税制度のリスクも十分に認識・理解したうえで、申込みをしてください。
- (2) 総務省告示に定められた基準を遵守するため、ふるさと納税各ポータルサイトの各返礼品に係る寄附金額、掲載時期、掲載品目、掲載順序等は、本市の判断において決定又は変更するものとします。
- (3) 本市へのふるさと納税寄附を促進するため、広報、広告、PR 等の際、紙面やウ

ェブサイト等に、返礼品提供事業者の事前の承諾なく、返礼品の画像、商品名、返礼品提供事業者名等を掲載する場合があります。この場合において、掲載する返礼品、掲載順序等は、本市の判断で決定するものとします。

- (4) ふるさと納税の募集に際し、返礼品提供事業者の事前の承諾なく、地場産品基準の該当理由及び本市内で行われている工程の詳細をポータルサイト上に明記することがあります。
- (5) 返礼品の受注状況、特に寄附申込みが多い返礼品事業者名及び返礼品の名称を、当該返礼品提供事業者の事前の承諾なく公表することがあります。
- (6) 総務省告示の不適合等が判明した際は、当該返礼品提供事業者の故意・過失の有無及び当該返礼品提供事業者の同意の有無にかかわらず、事案の内容、返礼品提供事業者名、製造メーカー名、返礼品の名称等を公表することがあります。
- (7) 第2号から前号までに規定する公表行為に関し、本市は、賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

(専属的合意管轄)

第13条 本事業の利用に関し紛争が生じたときは、本市所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

第一版 令和8年7月1日制定